

対外直接投資に係る外国法人の内部留保等に関する報告書  
( 年 月決算)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報 告 者：  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
報告者の業種番号 \_\_\_\_\_  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
又は 署 名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(%、千通貨単位)

外国法人名	業種番号	決算月	所在国 (地域)名	設立年	外国法人への 当社の出資割合		通貨名	外国法人から	外国法人から	外国法人から	外国法人による	当社から	当社から	外国法人の		
					当社への 貸付金残高	当社への 債券投資残高		当社への 出資残高	当社からの 借入金残高	外国法人への 債券投資残高	外国法人への 出資残高	内部留保残高	前 期			
						前 期										

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 「報告者の業種番号」及び「外国法人の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「外国法人から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等(法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。)は記入を要しない。
- 5 「外国法人による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 6 「外国法人の内部留保残高」欄には、当該外国法人の自己資本から資本金、資本準備金、配当金及び評価損益を除いた金額を記入すること。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 8 海外支店等への対外直接投資等の残高又は対外直接投資に該当する投資信託については、別紙様式第五十の付表により報告すること。

## 「対外直接投資に係る外国法人の内部留保等に関する報告書」の記載要領

### 1. 報告を要する者

外国法人の発行済株式等の100分の10以上を所有している居住者。ただし、当該外国法人の事業年度末における当該居住者の当該外国法人に対する出資の帳簿価額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

### 2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第29条

### 3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：国際収支統計グループ 03-3277-1527

### 4. 報告書に計上する時期

外国法人の事業年度末

### 5. 報告書の提出期限

報告者が法人の場合は翌事業年度（当該外国法人の事業年度の終了日が属する報告者の事業年度の翌事業年度をいう）開始後4か月以内、法人以外の場合は翌年（当該外国法人の事業年度の終了日が属する年の翌年をいう）開始後4か月以内（4か月にあたる日が休日の場合はその前営業日まで）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

### 6. 提出部数

1部

## 7. 報告に記載する金額の単位

千通貨単位（単位未満四捨五入）

## 8. 報告対象となる取引等の内容

- (1) 報告対象となる外国法人への出資比率、当該外国法人の主要資産負債勘定及び内部留保残高について報告すること。
- (2) 海外支店等（外為法第23条第2項に規定する支店等）への対外直接投資等（外為法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資）に係る残高については、所在国又は地域毎に通貨別に集計のうえ、付表1で報告すること。ただし、当該支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
- (3) 対外直接投資に該当する投資信託（10%以上の出資を行っている外国の会社型投資信託）については、所在国又は地域毎に通貨別に集計のうえ、付表2で報告すること。ただし、当該出資に係る残高が1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）以下の場合には、報告を要しない。

## 9. 記入の方法と留意点

- (1) 「年 月決算」欄  
報告者の決算月を記入すること。前回の報告以降に決算月が変更された場合、変更前の決算月を括弧書で補記すること。
- (2) 「報告年月日」欄  
西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (3) 「報告者」欄  
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。
- (4) 「報告者の業種番号」欄  
「報告省令・別表第3」に定める業種番号を記入すること（下表参照）。なお、報告者が持株会社の場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。
- (5) 「責任者記名押印又は署名」欄
  - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書きの有無は問わない。
  - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
  - ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。
- (6) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
  - イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
  - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

## (7) 各項目の記入について

- イ. 「外国法人名」欄には、外国法人の名称を記入すること。なお、前回の報告以降に当該外国法人の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称を括弧書で補記すること。
- ロ. 「外国法人の業種番号」欄には、「報告省令・別表第3」に定める業種番号を記入すること（下表参照）。なお、外国法人が持株会社の場合は、再投資先が明らかな場合は再投資先の業種、再投資先が明らかな場合は、報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかなのではなく、かつ報告者自身も持株会社にあたる場合は、「その他製造業」又は「その他非製造業」を記入しても差し支えない。
- ハ. 「外国法人の決算月」欄には、外国法人の決算月（年2回以上決算が行われる場合は、年末に近い決算月）を記入すること。なお、本報告書の作成が連結決算にあたっての外国法人の仮決算に基づいている場合には、その仮決算月を記入すること。
- ニ. 「外国法人の所在国（地域）名」欄には、外国法人の所在国名又は地域名を記入すること。
- ホ. 「外国法人の設立年」欄には、外国法人の設立年を記入すること。
- ヘ. 「外国法人への当社の出資割合」欄には、外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める報告者により所有される外国法人の株式の数又は出資の金額の割合を、小数点以下第1位まで（小数点以下第2位を四捨五入）記入すること。
- ト. 「外国法人から当社への貸付金残高」欄には、外国法人からの借入金残高を記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）は記入を要しない。
- チ. 「外国法人から当社への債券投資残高」欄には、外国法人が保有する報告者が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- リ. 「外国法人から当社への出資残高」欄には、外国法人が保有する報告者の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること。
- ヌ. 「外国法人による当社からの借入金残高」欄には、外国法人に対する貸付金（外為令第12条第4項の規定にかかわらず、期限が1年以下の貸付も含む）残高を記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」（別紙様式第41）を提出している保険会社は記入を要しない。
- ル. 「当社から外国法人への債券投資残高」欄には、報告者が保有する外国法人が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- ヲ. 「当社から外国法人への出資残高」欄には、報告者が保有する外国法人の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること。
- ワ. 「外国法人の内部留保残高」欄には、外国法人の自己資本から資本金、資本準備金、配当金及び評価損益を除いた金額を前期・当期に区分して記入すること。なお、内部留保がマイナスとなる場合には、マイナス表示（△）にて報告すること。また、前期決算後、資本準備金を取崩して欠損の補填等をした場合、前期の金額についても補填額を上乗せした金額（前回報告分に比べ繰越損失が補填分だけ縮小した金額）を記入すること。

カ. 「通貨」欄には、原通貨を記入すること。

- (8) 同一の外国法人に対して複数の居住者が出資している場合、出資を行っている居住者毎に報告すること。
- (9) 複数の外国法人に出資を行っている報告者は、別紙様式第51により一括して報告しても差し支えない。
- (10) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油	(非製造業)		380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		